

妙高市産材を使用した住宅を建築したい という皆様を支援します

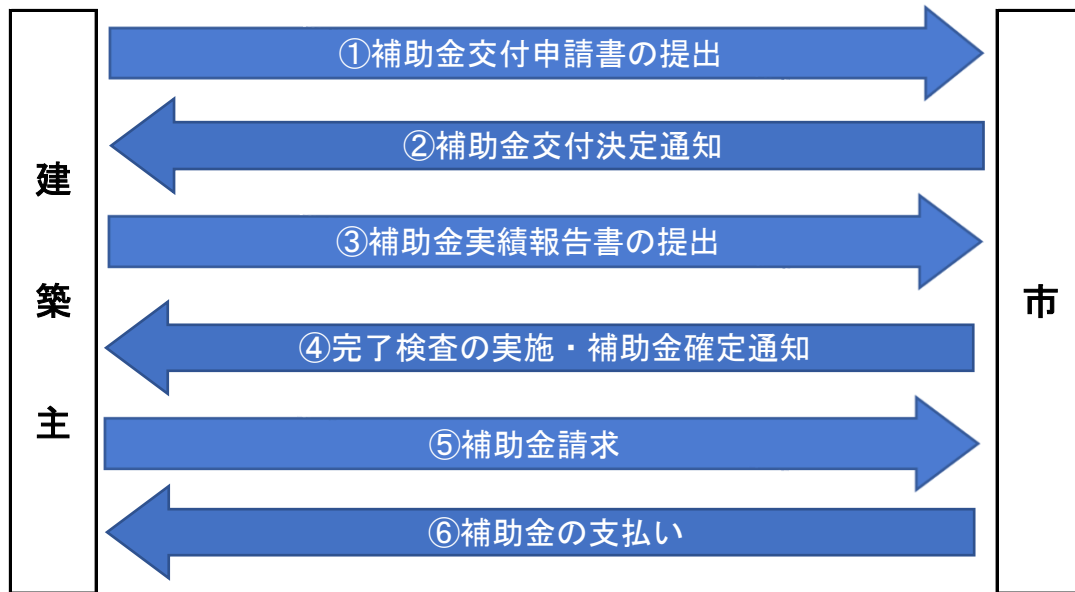
■ふるさと妙高の家づくり事業（市単独事業） ～ 市産材を使用した住宅の建築を支援 ～



- (1) 補助金額
上限40万円／棟（市産材購入費用の20%以内とし、1,000円未満は切り捨て）
- (2) 補助対象者
補助対象住宅を新築又は増改築（リフォームを除く）する方
- (3) 補助対象住宅
次の要件をすべて満たす専用住宅または併用住宅
 - ①製材、加工した市産材を5㎡以上使用する住宅
 - ②自ら居住するために市内に建築する住宅（転入者が建築する住宅を含む）
 - ③市町村税に滞納がない建築主が発注する住宅
 - ④市内に事務所又は営業所を有する大工、工務店等が施工する住宅
 - ⑤補助金の交付申請日の属する年度の末日までに完成する住宅



補助金申込手続きの流れ



※新潟県産材の家づくり支援事業との併用も可能です。詳しくは県のホームページをご覧ください。新潟県産材使用量（5㎡以上の使用）に応じ、3～5万円／棟の支援を受けることができます。

お問い合わせ・ご相談は
農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。